

目 次

第 1 号 8月19日（火曜日）

令和7年度下郷町議会8月第1回会議会議録（第1号）……………	1
議事日程第1号……………	2
開議……………	3
会議録署名議員の指名……………	3
会議日程の報告……………	3
町長提案理由の説明……………	3
議案第8号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定について……	9
散会……………	12

令和7年度下郷町議会8月第1回会議会議録第1号

招 集 年 月 日	令和7年8月19日			
本会議の日程	令和7年8月19日から8月19日までの1日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和7年8月19日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和7年8月19日 午前10時48分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	8 番	星 和 志	9 番	星 邦 一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税 務 課 長	大 竹 浩 二	町 民 課 長	星 敦 史
	健康福祉課長	玉 川 清 美	農林課長併任 農業委員会事務局長	猪 股 朋 弘
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	只 浦 孝 行	会 計 管 理 者	室 井 俊 之
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会8月第1回会議議事日程（第1号）

期日：令和7年8月19日（火）午前10時開議

開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

8 番 星 和 志

9 番 星 邦 一

日程第 2 会議日程の報告

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 議案第8号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定について

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年度下郷町議会8月第1回会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ここで、お知らせします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番、星和志君及び9番、星邦一君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

さきの議会運営委員会において、会議の日程を本日1日限りにすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年度下郷町議会8月第1回会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、議案1件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。議案第8号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、このたび県営事業、中山間地域農業農村総合整備事業において、下郷町大字高隣字居平、芦の原、長畑地内を区域とする営農飲雑用水施設が完成し、町へ譲渡されたことに伴い、下郷町（芦の原）簡易給水施設として町簡易給水施設に追加するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、本会議にご提案いたしました議案についてご説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯田健二君） ここで、町長より発言が求められておりますので、これを許可しま

す。

町長、星學君。

○町長（星學君）　ここで、議会の皆様にご報告を申し上げます。

職員等で組織する下郷町職員互助会におきまして、前担当職員が職員の掛金を私的に流用した事案が発生しました。流用の合計金額は約330万円ですが、お金は既に弁済されております。今後、職員互助会が主体となり、さらに調査を進めていくこととなりますが、その調査が終了次第、職員互助会の理事会、評議員会において当事者の対応を判断いただくこととなります。町としての対応は、最終的な互助会の判断を受け、検討していくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　日程第4、議案第8号……

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君）　8番、星和志君。

○8番（星和志君）　今町長からの職員の私的流用の件について、ちょっと質問したいのですが、互助会とはどのような組織で、役員は誰がやっていて、事務局は誰がやっているなど、その組織の仕組みとはどのような組織なのか、教えていただきたいです。

そして、職員が流用したのであれば、勤務中に行っていたのかもしれないのですが、それは就業規則とか条例には記されているのか、お聞きしたいです。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいま8番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

一応その業務自体が総務課のほうで執り行っておりますので、代表して私のほうがお答えいたします。

まず、事業内容でございますが、主に福利厚生事業と、あと職員同士の給付事業、こちらのほうになっております。福利厚生事業におきましては、近年で申しますと、休日を利用して町内のボランティア活動、清掃、国県道の清掃活動等を行っております。給付事業につきましては主に祝金等、結婚、出産、あとは逆に慶弔費、お葬式等の見舞金等の給付を行っている状態でございます。

役員につきましては、理事長が町長、副理事長が副町長と組合の執行委員長でございます。常任理事が私、理事が3名いらっしゃいまして、教育長、組合の書記長、福利厚生担当の組合の担当の方となっております。あと、事務の執行につきましては事務局長が、総務課で先ほど申しましたとおり執り行っておりますので、事務局長は課長補佐、書記が総務係の係長、あと担当が総務係の係員という形になっております。

あとは、事務の執行、業務時間中に執り行うというのは互助会の規則の中でうたっております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　8番、星和志君。

○8番（星和志君）　その流用が発覚した経緯というかは、今話せる範囲で話していただきたいのですが、お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問でございますが、当事者が今回3月から4月にかけての人事異動におきまして異動した関係で、当然そうしますとこの業務に関しても次の担当に事務引継がされるわけでございます。ただ、その担当のほうでの引継ぎが速やかに執り行われていなかったという事実がありまして、こちらのほうの私のほうからも、係長のほうからも、あと事務局長のほうからも、早めに引き継いでくれという旨をいろいろ指導していたところなのですが、それが速やかに行われなかった経緯がございまして、そこでいろいろ話を確認したり、書類等の不備というか、書類がないというようなお話もあったりして、その辺をどんどん突き詰めていった結果、このような経緯に至ったというところがございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 令和5年の10月にもこういった横領があったのですが、そのとき、お金の管理とか、システムとか、見直したはずですが、この互助会ではされていなかったということなのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま令和5年の10月にあった中身につきましては、この後、9月議会におきましても話に上がると思うのですが、公金の管理マニュアル等を作成して、対応しているところでございます。今回の内容につきましては、公金ではないものではあるのですが、実際その部分の管理体制、これからちょっと詳細を詰めた上で報告していきたいと思いますので、今日のところは、その詳細なところまではご勘弁願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） その調査は、いつまでに終わる予定でしょうか。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの調査でございますが、まず最初に当然ながら互助会内の業務について、前担当者が適正な管理を行っていたかどうかというところから始まると思うのですが、あと前担当者が担当していたほかの部分、互助会以外の部分でもなかったかというところになりますので、結構時間はかかるというふうに思っております。単純に互助会だけの確認であれば、それほど時間はかからないのかなとは思いますが、担当していた業務というのは結構多岐にわたっておりますので、その辺の部分も確認していかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、ここで何月何日までというのはちょっと難しいのかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 3回です。もう終わっています。答弁漏れはありませんか。答弁漏れないですね。3回。

4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） これ返済したということです。これいつですか、返済したのは。

もう一つ、それでこの通帳というのは誰が保管していたのですか。前の税務課のとき

もそうですけれども、誰でも簡単に自由にできるような環境だったのですか。この前、税務課のときも管理云々というのは、互助会であろうが何であろうが、みんなワケは一緒なものだからな。それが誰が持っていたのか。そうすると、判ことどういう管理、印鑑と通帳と、誰が管理して置いたのか。そこら辺お願いします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず、返済日でございますが、7月の、ちょっと記憶の中でなのですが、7月上旬から中旬にかけてだと思っております。

あと、通帳の管理体制でございますが、通帳は担当者が持っていました。印鑑は、事務局長のほうで持っていました。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 7月上旬か下旬、それ、はっきりしてください。持ってきて、報告して。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

（「お時間をいただきます」の声あり）

○議長（湯田健二君） では、ここで暫時休憩します。（午前10時17分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前10時21分）

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません。ただいま日にちのほうを確認してまいりました。私の発言、ちょっと一部誤っておりまして、7月23日です。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） それもう一度確認したい。事務局長というのは誰ですか。判こは要らない、要りますよね。その判こは、誰が管理していたのですか。それが事務局長ですか。その事務局長の名前を教えてください。さっきはちょっと聞き忘れたけれども、もう一度お願いします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず、事務局長ですが、総務課課長補佐でございます。

（「名前を教えてください」の声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 室井俊之です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 令和5年度に1回税務課であって、また今回あるということは、やっぱり管理システムがちょっと違うのかなと、改善されていないのかなというふうに思いました。そこで、この件に関して調査結果が出る前、出てからというのはかなり時間がかかるということなのですから、これに対して町長は、今回2回目ということで、町長の任期は9月29で終わりだと、30かな、で終わりだと思うのですが、町長の今回の不祥事について責任というのは何らかの形は取るのでしょうか。お聞きします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問ですが、先ほども申し上げたとおり、互助会の理事会、

評議員会において当事者の対応を判断してから、その報告を待って、自分の考えは述べたいと思うのですが、今の段階ではそれ以上のこともしやべれないという判断をしています、私は。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ということは、これが8月中に決まるか、9月中に決まるかは分からないということですよね、その結果が。その当事者の判断というか、調査が。ということは、9月をずれて、10月まで越すという可能性もありますよね、調査が。ということは、町長がもし任期が9月30となれば、その件に関しては何もなかった、次期町長の人というわけにもいかないでしょうから、これはどうなのかなって私ちょっと不安で、疑問でいましたので、質問しました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほどもお答えしましたが、理事会と評議員会においての対応を判断していただいて、私のほうに報告いただくということです、労使関係の調査ですとやっぱり本人、その前段としての本人にも聞くという権利があるのです。あとは、互助会としてのどういう方法でその引き出しをしたのかということも確認しておかないと、ただ返したから、いいのではなくて、どういうことで金を私的に流用したのかということも確認してからでないと、理事会、評議員会にも話ししたり、理事会で協議したり、評議員会で協議してからその判断を私のほうにいただいて、そして判断していくということです、時間的には速やかにやりたいと思うのですが、なかなかその時間が、理事会、評議員会の時間が取れるかどうかということと、本人の考え方というか、そこを確かるところを調べておかないと、これ簡単にはできない話なので、間違いないかどうか、そこを、金額のことについては間違いないとしても、やり方としてどういうやり方をしていたのかを確認しないとなかなか進めない部分もありますので、その辺はご了解願いたいと思います。

あと、任期のことについては、いずれにしてもそういう形になっていますから、それをどうのこうの私から言う筋合いでもない、こう思っています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 金額といっても、毎年毎年、互助会ですから、総会を開いて、会計監査も開いているでしょうから、ということは、令和6年からということなので、その間で300万円ということはとんでもない金額だなんて私は思うので、中間でも何でもいから、通帳なり何かは事務局あたりは見るべきだと私は思います。そうではないと、一定の職員だけが管理するというのも大変、こういうことがあると思いますので、こういうのもちょっと見直しをして、こういうのを未然に防ぐという形を取っていただきたい私は思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今いろいろとお話伺ったのですけれども、まず令和元年には職員の怠慢によって課税の誤りというのありましたね。町民にかなり迷惑かけたと思います。それから、令和5年度には税金の横領ということがあって、今回は互助会のお金であります、私的流用ですということと言われておりますけれども、これはやっぱりどう考えても横領ですよ。地方公務員が横領したということはどう考えているのかということと、それを見逃してしまった、そういうことをやらせてしまっているということはどこに問題があるのかということをしきんと、令和元年もそうでしたし、令和5年度もそうでしたし、その職員だけが悪かったのか、それともそれを指導する管理職の方なのか、それとも長たるものがきちんとした対応をしていなかったのではないかと、そういうのって、結局周りの方は皆さんそうおっしゃいます。ちょっと取ってしまったとか、使ってしまったとか、そういうことだけで済まされる問題ではないと思うのです。公務員として町に勤めている以上、そういったものをきちんと指導する、そういう立場に誰があるのかということをもう一度考えてみていただきたい。その辺、町がどういうふうに考えているのか。もう二度とこういうことは出さないということの思いを持ってほしい。だから、そのことをどう考えるのか、その点だけお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご指摘でございますが、確かに令和元年、令和4年だと思うのですが、そちらの件がありながら今回このような事態を招いてしまったということは、当然前担当者だけではなくて、管理体制にも同じように責任があるというふうに感じております。詳細のどういう中身でその金額が出されたか等をこれから確認しながら、併せて管理体制においてもどのような支障があって、未来に向けてどういうふうに生かしていくかということを検証していくというのは当然やらなければいけないことだというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） この間ほとんど管理職の方も、令和元年、5年、今回、ほとんど多分、いわゆる替わっていないのかなとは思っているのですが、そういう中で、本当になあなあになってしまう部分とか、何かあるのではないかなというふうに勘ぐってしまう部分というのは我々のほうにはあるのです。それは町民も見えています。何でもまたこんなことが起きたのだから。この件に関してはまだ町民には言っていないけれども、それなりに動きがあれば、みんな勘ぐるのです。だから、そういうことも含めて、これから調査したことを全て発表できるのであれば、議会の中で、また再度きちんと報告してほしいと思います、包み隠さず。それで、今後どうしたらいいのかというのはみんな考えないと、一人一人の職員を見るのもそうですし、我々は役場の職員を見ることもあります。いろんなことを見て、この人は何をやっているのだろうかということも感じることもあるわけです。そういうのも含めて、みんなで抑制していくということをやっているかないと、こういうのというのはなくならないのかなと思いますので、教育も含めてやっていくことを要望して、調べたことは全てきちんと報告していただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

- 参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま山名田議員のご質問なのですが、当然今後も、公金マニュアルがあるとはいえ、それに倣った中身で、今回は公金であるなしにかかわらず、こういう事態が起こってしまったということでございますので、その辺併せて検証するような中身を取りたいと思いますし、報告すべき案件につきましては議会の中で報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 4 議案第 8 号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定について

- 議長（湯田健二君） それでは、日程第 4、議案第 8 号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

- 農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） おはようございます。議案第 8 号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 2 ページと新旧対照表 1 ページでお願いいたします。本議案につきましては、令和元年度から県営事業にて整備を進めてまいりました芦の原地区の営農飲雑用水施設事業が完成し、町へ譲渡を受け、町の施設となったことにより、ほかの簡易給水施設と同様に条例に定めたものでございます。

新旧対照表の 1 ページを御覧ください。条例の改正では、第 2 条の名称において「下郷町（芦の原）簡易給水施設」を、区域において「下郷町大字高隋字居平、芦の原、長畑地内」をそれぞれ加えたものでございます。

なお、こちらにつきましては平成30年度に事業採択となりまして、令和元年度より中山間地域農業農村総合整備事業の県営事業にて整備をしてきた芦の原地区の営農飲雑用水施設が完成に至り、去る 6 月 20 日に福島県より譲渡契約の締結を完了いたしましたことから、今回の条例改正に至ったものでございます。本施設につきましては、新規に整備した施設でございまして、本事業により個別の宅地内までの引込み、給水管や止水栓、管理用の個別水道メーターに関する設備の整備を実施しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8 番、星和志君。

- 8 番（星和志君） この芦の原簡易水道なのですが、今後人口が減少されていって、料金の収入とかが減少していき、メンテナンス費用とかも増加、7 施設あるので、増加していくと思われるのですが、それ県でも出していると思うのですが、その計画、その推移による計画はどのようになっているのか、お聞きします。そして、この施設はいつから供用が開始されるのか、あと県からいつ引き渡されたのか、分かればお願いします。

- 議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君）　今の星和志議員のご質問にお答えいたします。

まず、この施設に関しましては、簡易水道ではなく、簡易給水施設ということで、ほかに簡易水道とは別なものであるということを認識していただきたいなということですので。これからかかるランニングコストになるかと思うのですけれども、まだ新設してできたばかりのことで、先々多分メンテナンス云々かんぬんは出てくるかと思えます。ただ、年間、例えば使われる通常の施設の管理といたしますと、施設にかかる電気代ですとか、通信費、あとは滅菌に関する塩素剤等にかかるかなとは思ってはいるのですが、金額のほうの算定については、まだそこまで進めてはございません。大体使いながら金額のほうは算定、考えていかなければならない部分なのかなとは思っておりますので、今後幾らかかっていくのかというのはおいおい分かるかなという感じでおります。ただ、今年7月で供用開始といいますか、保健所からの給水開始のほうにつきましては7月1日のほうで開始届出をしております。水自体はそれで使えることにはなっております。今年に関してはあくまでも7月からという形になりますし、1年間通じて実際どのぐらいお金がかかるのかというのは来年度以降になるのかなという考えでおりますので、特にうちのほうでというか、町のほうで計上しているのが、規模が大体100人を超えているというところもありますので、給水の水質検査に関する予算は当初予算で計上させていただいているところでございます。金額のほうは当初は全体、年間全てという形で考えていたので、大体190万円ぐらいの予算を計上させていただいているのですが、7月からということになりますので、今の段階でいきますと大体150万円ぐらいの水質検査料の金額になるかと考えております。

以上です。

（「県からいつ引き渡されたか」の声あり）

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君）　県の引渡しにつきましては、先ほどの説明でもあったように、6月20日に譲与の契約を行ってございます。

○議長（湯田健二君）　8番、星和志君。

○8番（星和志君）　供用開始は7月1日で、今議案が通れば使えるということで、県からは6月20日に引き渡されて、その間、今8月、1か月、2か月ぐらいたっているのですが、その間放置された理由は何でしょうか。あと、その施設の指定管理は行う予定でしょうか。そして、その場合、その指定管理はいつから委託開始されるのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君）　指定管理のほうにつきましては、担当のほうは総務という形になりますので、総務課長のほうよりお答えさせていただきます。

最初に、期間、なぜ今になったかという話になるのですけれども、6月20日、ちょうど議会の終了、6月会議の終了日になるのですが、一応その日の日付で締結して、施設としては町のほうに移管されたという形になるのです。それを経まして、保健所のほうにこの水を使ってもいいですかというような届出をするわけなのですけれども、それが

一応7月1日の段階で使って大丈夫ですというようなものをいただくわけなのですが、それから今までの中の話をしますと、今回の事業、先ほども申しましたように、個別の宅内の途中までの引込み管は事業で行っているわけなのですが、そこから建物内に給水させるための施設はそれぞれ個別に行っていただく、個人の負担によってやっていただくというような内容でございますので、実際に使える、使えないというのと、あと使ってみないと分からない部分というのが、芦の原の地形上、ちょっと急なところから水が来るものですから、水圧の調整ですとか、あと残留塩素に関する調整というのはかなり難しいのかなという部分がございまして、個別の引込み関係を進めていただく形を取って、現在、もう多分進めさせていただいているわけなのですが、そちらのほうからまず安定する、しないもありまして、今それを調整している、うちの職員なんかも行って、やっているのですが、それも含めて現在なっています。ただ、議会を今回条例改正という形で上げさせていただいた部分に関しましては、期間の話にさせていただくと、ちょっと私の部分で上げるというか、話としては難しい、すみません、私から申し上げることがちょっと難しいのですが、期間に関しては今そういった流れも含めて今の状態というか、今回に至ったということになります。すみません。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 農林課長の説明のとおりですけれども、個人の給水については、保健所の許可を得てから自分でやらなくてはならない、給水。だから、その期間が今現在やっている最中でもあるし、今度は指定管理の指定をしなくてはならない。それを8月中に指定管理委員会を開いて、そして9月の議会にかけるという段取りになっています。要するにその期間は個人で給水する事業をやっているということです。そうご理解ください。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○8番（星和志君） 8月中に指定管理も含め、9月会議には間に合うということで。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れありませんか。

○8番（星和志君） はい。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今ほどの農林課長の説明で、年2回の検査、それが町で負担するという話をされたのですが、これ他の地区、ほかの地区というのも、やはりこれ町の負担ではなくて個人負担かなと私は思っていたのですが、もし別々だったら公平性がないのかなと私は思ったのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） ほかの施設についての話をしますと、水質検査等は行っておりません。今回芦の原に関しては規模が大きいということで、本来水道法の適用ではないのですが、水道法に準じた形で水質検査をやったほうがよいのではないかと保健所からの指導をいただいて、今回進めさせていただいていることです。あと、水質検査につきましては年2回ではなく、毎月一応検査するような形にな

ってございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 水質検査といっても何項目もあるでしょうから、やはり先ほど言った今年7月から開始ということで、150万円というふうに、当初予算は190万円計上していますけれども、毎月検査ということなので、これはずっとこれからも続くということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

金額のほうがかかなり高額ということと、あと今後進め方、進めるのは進めていくのですが、今回はあくまでも初年度ということで、やる項目がちょっと大きいのかなという部分ではございます。これから進めていく際に省略できる部分というのが多分出てきますので、金額のほうもだんだん抑えられてくるのかなという感じでは捉えております。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですね。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。（午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年8月19日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員